消費税率改訂に関するお知らせ

平成２６年４月１日からの消費税率改訂に伴い，４月１日以降のご入金分（再請求も含む）から，お支払総額は変更となります。

平成２６年３月３１日以前にご請求申し上げている場合でも，ご入金が４月１日以降になる場合は，改訂後の税率でのお支払いをお願いすることになりますので，ご理解とご協力の程，お願い申し上げます。

（例）申立手数料

３／３１迄にご入金いただく場合　　１０，５００円（税込）

４／１以降にご入金いただく場合　　１０，８００円（税込）

期日手数料

３／３１迄にご入金いただく場合　　５，２５０円（税込）

４／１以降にご入金いただく場合　　５，４００円（税込）

成立手数料

他の手数料と同様ご入金日によって税率が変わります。

※　パンフレット等の表記は，順次「税抜き表示」に切り替えておりますが，お手元のパンフレット等で手数料が「税込み表示」になっている場合，その金額は税率５％の金額ですので，４月１日以降は８％で換算をいただきますようお願い申し上げます。

（例）申立手数料

３／３１迄　　１０，５００円（税込）

４／１以降　　１０，８００円（税込）に読み替え

期日手数料

３／３１迄　　５，２５０円（税込）

４／１以降　　５，４００円（税込）に読み替え

成立手数料

他の手数料と同様に読み替え

第二東京弁護士会仲裁センター事務局